

社団法人 日本家畜輸出入協議会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本家畜輸出入協議会（以下「協議会」という。）といい、協議会の英名をJapan Livestock Traders Association（略称「L T A」とする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、家畜の輸出入に係る家畜防疫の知識の普及啓発、海外の優良種畜等に関する情報の収集及び提供、国が行う輸出入検疫業務への協力等を通じた円滑な家畜輸出入の推進を図り、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外の家畜伝染性疾病に関する調査及び知識の普及啓発
- (2) 海外の優良種畜等に関する情報の収集及び提供
- (3) 家畜の輸出入に係る流通の改善合理化
- (4) 輸入家畜の利用実態等に関する調査研究
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 協議会を構成する会員の資格を有するものは、営業所を有して家畜の輸出入を業とするものとする。

(入 会)

第6条 協議会の会員になろうとするものは、理事長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが団体であるときは次に掲げる書類を、個人であるときは次の(2)に掲げる書類を、それぞれ添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程
- (2) その他理事長が必要と認めた書類

3 理事長は、第1項の承認があったときは、その旨を当該申込みをしたものに通知するものとする。

(脱退)

第7条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協議会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。
- (4) 死亡又は解散したとき。
- (5) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。
- (6) 除名されたとき。

2 前項第1号の申出は、理事長が理事会の議決を経て別に定める脱退届書を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第8条 協議会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その会員に対しその旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 協議会の事業を妨げ、又は協議会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の議決に反する行為をしたとき。

2 理事長は、除名の議決があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届出)

第10条 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名及び定款、若しくは寄附行為又はこれらに代わるべき規程)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

2 会員が団体である場合には、あらかじめ書面をもって、会員の代表としてその権利を行使する者を協議会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(賛助会員)

第11条 協議会の目的に賛同し、理事長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を理事長に提出して理事会の承認を受けたものは、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

- 3 賛助会員は、協議会が発行する資料等の配布を受けるほか、理事長が適当と認める場合には、協議会の事業に参加することができる。
- 4 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協議会を脱退する。
 - (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき。
 - (2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき。
 - (3) 死亡又は解散したとき。
 - (4) 賛助会費を引き続き1年以上納入しないとき。
 - (5) 除名されたとき。
- 5 既納の賛助会費及びその他の拠出金品は、賛助会員の脱退の場合においても、これを返還しない。
- 6 第8条の規定は、賛助会員について準用する。この場合において、同条中「会員」とあるのは、「賛助会員」と読み替えるものとする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第12条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において会員及びは会員の代表者としてその権利を行使する者のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、会員及び会員の代表者としてその権利を行使する者以外の者から選任することができる。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 4 理事のうちから理事長1人、副理事長1人、専務理事1人及び常務理事1人を互選する。
 - 5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第13条 理事長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して協議会の業務を掌握し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長、及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して協議会の業務を執行し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。

- 5 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（役員任期）

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第15条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員解任）

第16条 協議会は、役員が協議会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

（役員報酬）

第17条 役員は、無給とする。ただし、総会で必要と認めるときは有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問）

第18条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、毎年度理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会運営上の重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

第4章 総 会

（総会の種別等）

第19条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めるとき。
 - (2) 会員現在数の5分の1以上の会員又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (3) 民法第59条第4号の規定により監事が招集したとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、理事長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の日の10日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第21条 総会は、会員現在数の過半数に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第23条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第22条 総会は、この定款において別に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(特別議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 理事会

（理事会の構成等）

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

（理事会の権能）

第27条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規定の制定又は改廃に関する事。
- (5) その他理事会において必要と認めたる事項

（規定の準用）

第28条 第19条第4項第2号、第20条第3項、第21条、第24条及び25条の規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 専門委員会

（専門委員会）

第29条 理事長は、協議会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門的な知識を有する者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 部 会

(部 会)

第30条 理事長は、会員の家畜輸出入業務の円滑化を図るため、理事会の議決を経て、畜種別等に応じた部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 事務局等

(事務局及び職員)

第31条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(業務の執行)

第32条 協議会の業務の執行の方法については、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第33条 協議会は、事務所に、民法第51条及びこの定款で定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第35条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金、会費及び賛助会費
- (3) 寄附金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入
- 2 協議会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
- 3 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協議会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。
- 5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第36条 協議会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費支弁の方法)

第37条 協議会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

(借入金)

- 第38条 協議会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定められた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。
- 2 協議会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 協議会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得た後、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立の日までの間、収入支出をすることができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(監査等)

- 第40条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表

(5) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第41条 理事長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び賛助会員名簿並びに前年度における会員及び賛助会員の異動状況を記載した書類

第10章 定款の変更、解散及び残余財産の処分

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散)

第43条 協議会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の議決を経、かつ農林水産大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第44条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、協議会の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第11章 雑則

(細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、農林水産大臣の設立認可のあった日（平成3年11月22日）から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第13条第2項及び第4項の規定にかかわらず別紙のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から第1回の通常総会の終了の日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第23条第4号及び第40条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 協議会の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の許可のあった日（平成11年8月24日）から施行する。ただし、第12条第1項の規定は、平成12年6月1日から施行する。